最終更新日：2018年9月10日

Jーマリオン
代表取締役社長 福田　敬司
問合せ先：(03)3226-7841（代表）　コンプライアンス室
証券コード：3494
https://www.mullion.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株主をはじめとしたステークホルダーの期待に応え、企業としての持続的成長を通じて企業価値の向上を果たすためには、コーポレート・ガバナンス体制の不断の強化を通じて、経営の健全性・効率性および透明性の維持向上につとめ、必要な施策を講じるとともに説明責任を果たしていくことが、経営の最重要課題であると認識しております。
そのため、当社では、企業倫理と法令等の順守を徹底し、内部統制システムおよびリスク管理体制の強化を推進することをコーポレート・ガバナンスの基本とし、迅速かつ正確なディスクロージャーの充実等を図っていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則については、すべてを実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
福田敬司	571,000	37.42
一般社団法人ホンジン・ホールディングス	300,000	19.66
SBIホールディングス株式会社	192,000	12.58
西川勝子	92,200	6.04
株式会社ベルーナ	90,000	5.89
株式会社フレンドステージ	40,000	2.62
永島正春	200	0.01
高橋憲司	200	0.01
小林靖宜	200	0.01
日下泰	200	0.01

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山田源	公認会計士											
高橋和彦	他の会社の出身者							○				
鎌田昭良	その他											
海老根靖典	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田源		○	―	公認会計士としての高度な専門的な知識と、上場企業役員としての豊富な実務経験および幅広い見識を有しており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための判断・助言をいただけると判断し、取締役として選任しております。 また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の基準を充足しており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に選任しております。

高橋和彦			―	SBIグループ勤務で培われた企業経営における豊富な経験と知見を有しており、経営の透明化の確保およびコーポレート･ガバナンスの一層の強化につながるものと判断し、社外取締役として選任しております。 なお、当社と資本および業務提携関係のある大株主から派遣された取締役であり、一般株主と利益相反がないとは言い切れない状況にあるため、独立役員には指定しておりません。
鎌田昭良	○	○	―	長年にわたる防衛庁（現：防衛省）での勤務および防衛省関連の公益財団法人での理事長職を歴任しており、幅広い見識から、当社の監査体制の強化を図ることができると判断し、社外取締役監査等委員として選任しております。 また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の基準を充足していることから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に選任しております。
海老根靖典	○	○	―	地方自治体の長およびコンサルティング会社の代表取締役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査体制の強化を図ることができると判断し、社外取締役監査等委員として選任しております。 また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の基準を充足していることから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

経営企画部に所属する使用人に兼務で監査等委員会の職務を補助させております。
なお、当該使用人の業務執行取締役からの独立性に関しましては、取締役会で定める「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、当該使用人に対しては業務執行取締役の指揮命令権が及ぶことはありません。
また、当該使用人の異動については、監査等委員会の同意が必要となります。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、東陽監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。
監査等委員会は、有効かつ効率的に監査を実施するために、当社の会計監査人である東陽監査法人および内部監査人と定期的（3ヶ月に1回）に、各監査計画や監査実施状況等について情報交換会を実施し、情報の共有に努め相互連携を行っており、当該情報交換会を有効に活用しながら、経営に対する監査機能の強化を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員の独立性に関する判断基準を参考にして、経歴や当社との関係を踏まえて、高い独立性を有していると判断した、独立役員の資格を充たす社外取締役を全員、独立役員として選任しております。
社外取締役高橋和彦氏については、当社と資本および業務提携関係のある大株主の関係会社の役員であるとともに当社取締役であります。このため一般株主と利益相反がないとは言い切れない状況にあるため、独立役員としては選任しておりません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

経営参画意識と業績向上に対する意欲を高めるため、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲を高めるため、取締役および従業員に対し、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在しないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬については、社内規定において決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会において承認された報酬限度額の範囲において、各取締役(監査等委員である取締役を除く)の職務の内容、職位、および本人の貢献度等を総合的に勘案し、取締役会にて決定しております。
また、監査等委員である取締役の報酬については、各監査等委員である取締役の職務の内容および本人の貢献度等を総合的に勘案し、監査等委員会の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を補佐する担当部署の設置および担当者の配置は行っておりませんが、監査等委員会(社外監査等委員を含む)を補佐する担当者としては、経営企画部に所属する従業員1名を配置しております。
社外取締役(社外監査等委員を含む)への連絡、情報提供等につきましては、常勤取締役監査等委員または管理部取締役会事務局担当者より適宜行っております。
取締役会の資料等は、原則として、管理部取締役会事務局担当より招集の通知時に事前配布し、社外取締役(社外監査等委員を含む)が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。
併せて、社外監査等委員に対しては、常勤取締役監査等委員より、監査等委員会監査、会計監査、内部監査等の情報共有を適宜実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)取締役および取締役会
当社の取締役会は10名(うち社外取締役4名)で構成されており、「取締役会規程」に則り、毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、会社の意思決定機関として経営方針やその他の重要事項について審議および決議承認を行っております。
(2)監査等委員および監査等委員会
当社の監査等委員会は3名(うち社外取締役2名)で構成されており、「監査等委員会規則」に則り、毎月1回の定時監査等委員会のほか、必要に応じて機動的に臨時監査等委員会を開催し、取締役の法令・定款遵守状況および職務執行状況が有効に行われているかの監査等に関する事項について協議および承認を行っております。
(3)内部監査担当部署
当社は、内部監査を担当する専門部門は設置しておりませんが、代表取締役社長直轄部門のコンプライアンス室が内部監査業務を担当しております。
内部監査にあたっては、責任者1名(コンプライアンス室長)および担当者1名(管理部)を選任し、「内部監査規程」に則り、当社の業務監査を実施しております。
(4)コンプライアンス・リスク委員会
当社は、代表取締役社長をコンプライアンス統括責任者とし、コンプライアンス室長をはじめとする取締役会において選任された委員で構成するコ

ンプライアンス・リスク委員会を設置しております。
コンプライアンス・リスク委員会では、「コンプライアンス・リスク規程」に則り、コンプライアンスの徹底、リスクの防止、損失の最小化および企業倫理の確立を図り、社会的な信用を確保することを目的として、定期的（3ヶ月に1回）にリスク状況の報告を受け状況を常に把握するとともに、リスク管理体制の不断の見直し等を図っております。
（5）内部通報窓口
当社は、「内部通報制度規程」を制定し、従業員等から組織的または個人的な法令・社内規定違反行為等に関する相談・通報窓口を、監査等委員会・内部監査担当、および社外の当社顧問弁護士事務所に設置し、コンプライアンス統制の実効性を高めるよう努めております。
（6）会計監査人
当社は、東陽監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。
監査等委員会は、有効かつ効率的に監査を実施するために、当社の会計監査人である東陽監査法人および内部監査人と定期的（3ヶ月に1回）に、各監査計画や監査実施状況等について情報交換会を実施し、情報の共有に努めており、当該情報交換会を有効に活用しながら、経営に対する監査機能の強化を図っております。
なお、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。
（7）弁護士等各種専門家
社外の弁護士等各種専門家と適宜連絡できる体制を構築しており、会社運営における法的な問題等に関して必要に応じ助言・指導等を受けております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監督機能の一層の強化を図る観点から、平成27年8月24日開催の臨時株主総会における定款変更により、監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会および会計監査人を設置し、社外取締役4名（うち2名は監査等委員）を選任しております。
外部の視点からの経営監査機能は有効に機能するものと判断し、当該体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期の発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けるよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討事項と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討事項と認識しております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後の検討事項と認識しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算時の説明会を開催することとしております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2四半期決算時および年度決算時の説明会を開催することに加え、主要な機関投資家への訪問説明を実施することとしております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の検討事項と認識しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR専門ページを設け、決算資料、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料等IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部を担当部門としております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、健全で良識ある高い倫理観を持った行動規範として「コンプライアンス・リスク規程」を制定し、すべてのステークホルダーの立場を尊重するよう、社内への周知徹底を図っております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、平成20年、環境マネジメントシステムISO14001号の認証を取得し、以来、代表取締役社長の任命した委員で構成するＩＳＯ委員会を設置するとともに、「環境マニュアル」、「環境方針」等、環境保全活動に対する基本方針、行動指針等を定め、社会的責任を果たすため、環境活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主や投資家の方をはじめすべてのステークホルダーに対し、経営方針や財務情報等を適時適切に開示することを基本とし、情報提供に係る方針として「適時開示マニュアル」、「IR基本方針」等を定め、適時開示体制を整備しております。 金融商品取引法および東京証券取引所が定める有価証券上場規程に基づいた情報をＴＤnetおよび当社のホームページにて開示してまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務執行の法令･定款への適合および当社の業務の適正を確保する体制を整備するために、平成27年９月30日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定め（平成29年５月19日直近改定）、現在その基本方針に基づき、内部統制システムを運用しております。
その概要は、以下のとおりであります。

Ⅰ 業務の適正を確保するための体制

1．当会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（1）取締役および使用人が、法令、定款および社会規範を遵守する行動規範として、コンプライアンス･リスク規程を定める。
（2）コンプライアンス全体に関わる担当部門としてコンプライアンス室を設置し、コンプライアンス室長を統括責任者とする。
（3）代表取締役社長を最高責任者とするコンプライアンス･リスク委員会を設置し、コンプライアンス推進に関する重要課題を審議する。
（4）内部監査担当を設け、業務の適正性に関する内部監査を行う。
（5）使用人等が、法令･定款および社内規定上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人等に不利益な扱いを行わない旨等を規定する内部通報制度規程を制定するとともに、内部通報窓口を設置し、社内受付窓口および社外法律事務所を定める。

2．当会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
（1）取締役の職務執行に係わる情報は、文書または電磁的媒体に記録し、文書管理規程に従いこれらを保存、管理する。
（2）取締役の職務執行に係わる上記文書等は、監査等委員会が選定した監査等委員の求めに応じて、閲覧･謄写･複写できる状態を維持する。

3．当会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）定例の取締役会を原則毎月１回開催する。
（2）取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定める。
（3）中･長期的な視野にたった経営計画を定期的に策定する。この経営計画を実現するために、年度ごとに全社的な目標を設定した予算を立案し、各部門において目標達成に向け具体策を実行する。
（4）取締役会は、定款および取締役会規程に基づき、重要な業務執行の決定の全部または一部を代表取締役に委任することができる。

4．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）代表取締役社長を最高責任者とするコンプライアンス･リスク委員会を設置し、リスク管理に関する重要課題を審議する。
（2）コンプライアンス･リスク規程において、リスク管理に関する重要事項の取扱いについて定める。
（3）内部監査担当を設け、業務運営の適正性･リスクに関する内部監査を行う。

Ⅱ 監査等委員会の職務執行を補助する体制

1．監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
（1）監査等委員会を補助するために、専任または兼任の所属員を配置する。
（2）所属員に関する任命･異動･人事評価等は、監査等委員会の同意を得て行い、業務執行取締役からの独立性を確保する。
（3）所属員は、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の職務を補助する。

2．監査等委員会への報告に関する体制
（1）監査等委員は、取締役会において業務執行取締役から担当する業務の執行状況について定期的に報告を受ける。
（2）代表取締役は、業務執行取締役の選解任または辞任ならびにその報酬について、監査等委員会に適時適切に報告を行う。
（3）業務執行取締役は、当会社に重大な損害を及ぼすおそれのある事象が生じたときは、自らまたは関係部署責任者により、直ちに監査等委員会に報告を行う。
（4）監査等委員会が選定した監査等委員は、重要な会議に出席し、稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて業務執行取締役または使用人にその説明を求めることができる。
（5）当会社の役員および使用人は、コンプライアンス上の問題点を、当会社の内部通報窓口を使用することなく、監査等委員会または監査等委員に対して直接報告することができる。この場合、報告者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

3．監査等委員会の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
（1）監査等委員会の職務の執行に必要な費用は、すべて毎期独立した予算を計上し、経費支払基準に基づき速やかに費用の処理を行う。
（2）監査等委員会は、必要により独自に外部専門家等を活用することができ、この場合の費用は当会社が負担する。

4．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査等委員会は、効果的な監査を実施できるよう内部監査担当部署および内部統制担当部署との連携を図る。
（2）監査等委員会は、毎年、監査方針および監査計画を立案し、取締役会に報告する。
（3）監査等委員会は、取締役会またはその他の場を通して、監査等での指摘事項の対応状況につき説明を受け、フィードバックを行うなど、監査の実効性を高める。
（4）監査等委員会は、代表取締役および会計監査人と、それぞれ定期的に監査等について意見交換を行う。

Ⅲ 反社会的勢力排除に向けた体制

（1）当会社は、社会秩序に脅威をあたえるような反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨むことを基本とする。
（2）当会社は、反社会的勢力に対しては、管理部長もしくはそのものが指名したものがその対応を行い、取締役、顧問弁護士や関係行政機関との連携を図る。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な会社経営のため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、当社のホームページに掲載しております。
反社会的勢力に対する基本方針は、以下のとおりであります。

株式会社マリオンは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を宣言します。

⑴ 反社会的勢力に対しては、組織全体として対応を図るとともに、反社会的勢力に対する従業員の安全を確保します。
⑵ 平素から、警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。
⑶ 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また反社会的勢力による不当要求は拒絶します。
⑷ 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
⑸ 反社会的勢力に対しては、裏取引や資金提供は絶対に行いません。

また、当社は、反社会的勢力の排除を推進するため、「反社会的勢力対策規程」および「反社会的勢力調査マニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する体制を構築するとともに、全役職員に周知徹底しております。
具体的には、反社会的勢力に関する事項を一元的に管理・統括する所管部門を管理部とし、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターや株式会社日本経済新聞社（日経テレコン21）からの情報等を基に、「反社会的勢力調査マニュアル」に従い、取引先や役職員等の反社会的勢力との関係に関する確認を実施、加えて、取引等の基本契約締結の際には、当該契約書に反社会的勢力との関係排除に関する条項を設けることを必須とすること等により、反社会的勢力との関係を遮断することに努めております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

(1) コーポレート･ガバナンス体制
以下、【コーポレート･ガバナンス体制 (模式図) 】をご参照ください。

(2) 適時開示体制
当社では、適時適切な情報開示および説明責任を果たすことは、経営の透明性、公正性を高めるうえで、コーポレート･ガバナンスの観点からも非常に重要であると認識しております。
そのため、株主等に理解を深めていただけるよう、会社情報については、その開示を積極的に行うとともに、役職員に対する周知啓蒙も継続的に実施してまいります。
以下、【適時開示体制の概要 (模式図) 】をご参照ください。

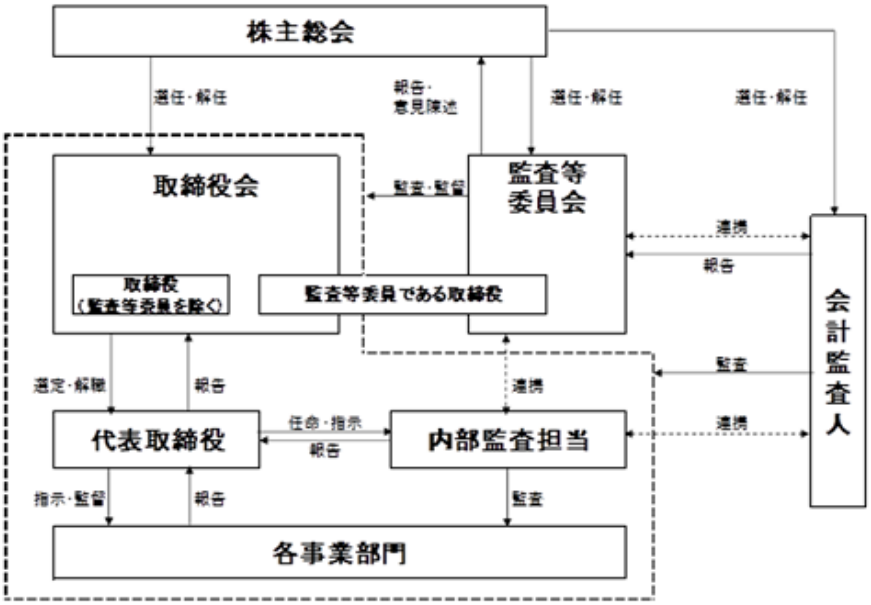

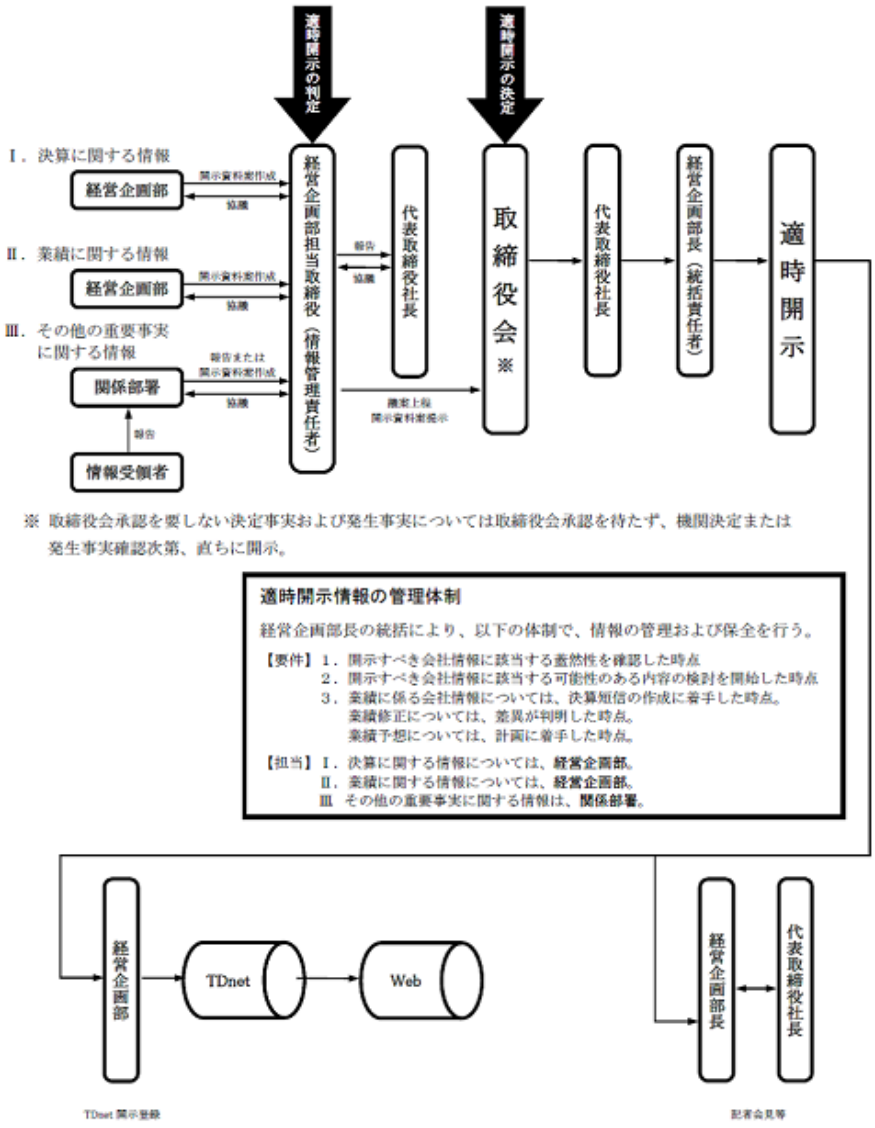

※ 取締役会承認を要しない決定事実および発生事実については取締役会承認を待たず、機関決定または発生事実確認次第、直ちに開示。

適時開示情報の管理体制

経営企画部長の統括により、以下の体制で、情報の管理および保全を行う。

【要件】１．開示すべき会社情報に該当する蓋然性を確認した時点
２．開示すべき会社情報に該当する可能性のある内容の検討を開始した時点
３．業績に係る会社情報については、決算短信の作成に着手した時点。
業績修正については、差異が判明した時点。
業績予想については、計画に着手した時点。

【担当】Ⅰ．決算に関する情報については、**経営企画部**。
Ⅱ．業績に関する情報については、**経営企画部**。
Ⅲ　その他の重要事実に関する情報は、**関係部署**。

TDnet 開示登録

記者会見等